

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正について

1 改正の概要

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」が平成29年6月2日に公布され、平成30年4月1日に「介護保険法（平成9年法律第123号）」が一部改正される。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年第65号）」が平成28年6月3日に公布され、平成30年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）が一部改正される。これら法律の改正により、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 介護保険法の改正に伴うもの

同法上、介護保険施設として新たに「介護医療院」が創設されることにより、福祉施設として同条例で定める事前協議の対象とするため、同条例施行規則別表1の4の項（8）に同法同条第29項に規定する「介護医療院」を加える。

(2) 障害者総合支援法の改正に伴うもの

同条例施行規則別表第1の4の項（9）で引用している同法同条「第25項」が「第27項」に、同条「第26項」が「第28項」となることから、所要の改正を行う。

3 施行期日

(1) 介護保険法の改正に伴うもの

平成30年10月1日

(2) 障害者総合支援法の改正に伴うもの

平成30年4月1日